

# nimoca ポイントサービス規則

(目的)

**第1条** この規則は、株式会社ニモカ（以下「当社」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができる IC カード（以下「nimoca カード」という。）の保有者に対して、nimoca ポイントサービス（以下「本サービス」という。）の内容および適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** 本サービスにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。

- 2 nimoca 交通事業者における、nimoca カードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」という。）としての使用については、nimoca 交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
- 3 nimoca 加盟店における、商品・サービス等の決済手段としての nimoca カードの使用については、nimoca 電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
- 4 この規則が改定された場合、以後の本サービスにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
- 5 この規則に定めのない事項については、法令および nimoca 取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

**第3条** この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「nimoca 交通事業者」とは、nimoca 取扱規則に定める nimoca 交通事業者をいう。
- (2) 「nimoca 加盟店」とは、当社と、旅客運賃に対するポイントサービスを除く本サービスの提供に関する加盟店契約を締結し、nimoca カードの利用により利用者に本サービスを提供する者をいう。
- (3) 「nimoca ポイント」とは、この規則の規定にしたがって付与される、カードポイントおよびセンターポイントをいう。
- (4) 「カードポイント」とは、nimoca ポイントのうち、nimoca カード内に記録、蓄積されるものをいい、nimoca カード利用時に付与される。
- (5) 「センターポイント」とは、nimoca ポイントのうち、当社が管理する nimoca ポイントセンターに記録、蓄積されるものをいい、nimoca カード利用時の翌日以降に付与される。
- (6) 「クレジット nimoca 等」とは、nimoca 取扱い規則第3条（nimoca カードの種類）およびクレジ

ット nimoca 特約第 3 条（用語の定義）に定める「クレジット nimoca」および「デビット nimoca」を総称するカードのことをいう。

（nimoca ポイントの付与）

- 第 4 条** nimoca 交通事業者における nimoca カードの利用により、nimoca 交通事業者所定の基準に従って nimoca ポイントが付与され、カードポイントとして蓄積される。
- 2 nimoca 加盟店におけるスターnimoca またはクレジット nimoca 等の利用により、nimoca 加盟店所定の基準に従って nimoca ポイントが付与され、センターポイントとして蓄積される。
  - 3 当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店が実施する施策等により一定の条件のもとで nimoca ポイントが付与され、センターポイントとして蓄積される。
  - 4 当社とポイント交換の提携を行う会社で付与されたポイントは、nimoca ポイントに交換でき、センターポイントとして蓄積される。
  - 5 当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店は、nimoca ポイントの付与基準等を予告なく改定することがある。

（nimoca ポイントの効力）

- 第 5 条** nimoca ポイントは、nimoca カード内または nimoca ポイントセンターに記録された時点で有効となり、その日をポイント付与日とする。
- 2 nimoca ポイントの有効期限は、ポイント付与日の翌年の 12 月末日とする。有効期限を過ぎた nimoca ポイントは自動的に失効する。
  - 3 nimoca 取扱規則第 21 条に定める事由に該当した場合、新たに付与される nimoca ポイント、およびそれまでに付与された累計 nimoca ポイントは全て無効とする。
  - 4 nimoca 取扱規則第 26 条にもとづき nimoca カードを解約する場合、解約する時点で有効となっていない nimoca ポイント、およびそれまでに付与された累計 nimoca ポイントは当該カードの解約と同時に消滅するものとする。
  - 5 偽造、変造その他不正に作成された nimoca ポイントを使用することはできない。  
（→nimoca 取扱規則 第 21 条「無効となる場合」 第 26 条「nimoca カードの解約」）

（nimoca ポイントの確認）

- 第 6 条** nimoca ポイントの残高は、所定の機器により確認することができる。
- 2 nimoca ポイントの付与履歴は、nimoca 取扱規則第 18 条の規定を準用して確認することができる。  
（→nimoca 取扱規則 第 18 条「カード利用履歴の確認」）

（nimoca ポイントの引継ぎ）

- 第 7 条** nimoca カードの紛失、盗難、障害等による再発行等の場合は、nimoca ポイント残高は新たな nimoca カードへ引継げるものとする。

（nimoca ポイントの交換）

- 第 8 条** nimoca ポイントは、所定の方法により別表第 1 号に定める特典に交換することができる。

- 2 nimoca ポイントを特典に交換する場合は、1 ポイント単位で交換することができる。
- 3 nimoca ポイントは、以下の順序で特典に交換されるものとする。
  - (1) 前年に付与されたセンターポイント残高
  - (2) 前年に付与されたカードポイント残高
  - (3) 当年に付与されたセンターポイント残高
  - (4) 当年に付与されたカードポイント残高
- 4 前項にかかわらず、センターポイント残高を特典に交換することができない機器においては、以下の順序で特典に交換されるものとする。
  - (1) 前年に付与されたカードポイント残高
  - (2) 当年に付与されたカードポイント残高
- 5 nimoca ポイントは現金と交換することはできない。
- 6 複数のカードの nimoca ポイントを合算すること、および nimoca ポイントを他のポイントまたはそれに準じるものと合算することはできない。
- 7 nimoca ポイントを他の利用者へ譲渡することはできない。

(特典の取扱い)

- 第9条** 一旦特典に交換した nimoca ポイントは、再び nimoca ポイントへ交換することはできない。
- 2 特典への交換に関しては、利用者の交換申込みを受付けた時点の定めを適用する。
  - 3 特典の内容は、予告なしに変更、改定または廃止することがある。
  - 4 当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店は、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供および補償の義務を負わない。また、利用者が利用しなかった特典の保障に関して、当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店はその責めを負わない。
  - 5 特典交換後の取扱いについては、当該特典の利用条件（規約等）に従うものとする。

(返品・払いもどし時の処理)

- 第10条** 利用者が、nimoca 加盟店において商品の購入時・サービス等の申込時に nimoca ポイント付与の対象となった商品・サービス等の返品・払いもどし等を請求する場合は、当該 nimoca ポイントが付与された nimoca カード、および当該商品等に係るレシート一式を提示しなければならない。この際、nimoca ポイント残高のうちセンターポイント残高から返品・払いもどし相当額のセンターポイントを差し引く。
- 2 センターポイント残高が返品・払いもどし相当額のポイントに満たない場合、センターポイントの残高をマイナスとして処理する場合がある。

(ポイントの訂正)

- 第11条** 当社は、次の場合に、利用者が保有する nimoca ポイントを訂正することができるものとする。
- (1) 利用者が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正に nimoca ポイントを入手した場合
  - (2) 利用者が、本規則または別に定めた各種規則に違反した場合
  - (3) 当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店が、錯誤によりポイントが付与した場合
  - (4) 第4条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合

(5) その他、当社が nimoca ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(制限または停止)

**第 12 条** 当社は以下の場合、全てまたは一部の nimoca 交通事業者、nimoca 加盟店における nimoca カードの取扱いを制限または停止をすることがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により nimoca カードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
  - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社が nimoca カードの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 本条に基づく本サービスの制限または停止に対し、当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店はその責めを負わない。

(免責事項)

**第 13 条** 記名式 nimoca を紛失し、または盗難にあった場合等に、利用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における当該カードの解約や nimoca ポイントの交換等で生じた利用者の損害については、当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店はその責めを負わない。

- 2 改札機等の機器障害や輸送障害、または運営上の都合により、やむを得ず nimoca カードが利用できないことによって、当該利用に対する nimoca ポイントの付与ができない場合であっても、当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店はその責めを負わない。
- 3 その他、当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店の責任に帰することができない事由から発生した利用者の損害については、当社、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店はその責めを負わない

(規則の追加、変更)

**第 14 条** 当社はこの規則を変更することができるものとする。

- 2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとする。当該告知後、利用者が本サービスの提供を受けたときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなす。

附則 この規則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2009 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2016 年 10 月 1 日から施行する。

**【別表】**

**第 1 号 nimoca ポイントを交換することができる特典**

- ・ nimoca カードの SF  
(当該 nimoca ポイントが記録されている nimoca カードの SF に限る)  
(SF への金額換算率 1 ポイント=1 円)
- ・ JMBnimoca の JMB マイル  
(当該センターポイントが記録されている JMBnimoca の JMB マイルに限る)  
(センターポイントの JMB マイルへの交換率 2 ポイント=1 マイル)